

令和3年5月11日

保護者様

安城市立篠目中学校長
長谷部 剛

「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」の内容の変更について

日頃は、本校の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。
令和3年5月7日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県に緊急事態宣言の対象地域に加えられ、緊急事態措置が知事から発出されました。これに伴い、愛知県教育委員会より「緊急事態措置を受けた県立学校の対応について」が示されました。
つきましては、令和3年4月7日付けで配付した文書『「発熱等の風邪の症状がある場合の登校について」の内容を下記のように変更いたします。新型コロナウイルス感染症から子どもたちを守り、学校で安心・安全な生活を送ることができるよう、ご理解、ご協力をお願いします。

記

1 発熱等の風邪の症状がある場合の登校について

【変更前】

- ・ 児童生徒本人に発熱等の風邪の症状がある場合は、登校を控えてください。
- ・ 児童生徒の同居家族に発熱等の風邪の症状がある場合や、同居家族が濃厚接触者に特定されている場合については、児童生徒本人に行動の制限はないことを踏まえ、児童生徒本人の登校に差し支えはありません。



【変更後】

- ・ 児童生徒本人に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校させないでください。
- ・ 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えてください。
- ・ 同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、検査で当該家族の陰性が判明するまでは、登校させないでください。
- ・ 登校後、本人及び同居家族等に発熱等の風邪症状が出た場合、お子さんの在籍する小中学校へ連絡をしていただき、兄弟姉妹と共に早退をさせたいので、お迎えをお願いいたします。また、小中学校の校種をまたいで兄弟姉妹がいる場合も、同様にさせていただきます。

2 その他

- ・ 新型コロナウイルスへの感染を心配なため、登校を控えさせたいという場合につきましては、その旨、学校にご相談ください。今まで同様、出席停止の措置を取らせていただきます。

問い合わせ先 教頭 多田 光寿
電話 0566-76-1777